明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕　一
○除籍の一部が滅失した件（法務八八）
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（同八九）
○日本国に帰化を許可する件（同九〇）
○食糧援助に関する日本国政府とコンゴ民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務六〇）　二
○関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十四年度の初日から平成二十五年一月三十一日までの輸入数量を告示する件（財務五八）
○平成二十四年度の初日から平成二十五年一月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する件（同五九）
○平成二十四年度の初日から平成二十五年一月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件（同六〇）
○電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件の一部を改正する件（同六一）　三
○学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する件（文部科学一九）
○大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する件（同二〇）
○大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する件（同二一）　四
○農業災害補償法の規定に基づき、家畜共済の共済掛金標準率等を定める件の全部を改正する件（農林水産五一〇）
○平成二十五年産の水稲及び陸稲に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を定める件（同五一一）
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通一五三）　五
○航路標識に関する件（海上保安庁四七～五三）　六
○瀬戸内海国立公園の公園計画を変更する件（環境一〇）
○瀬戸内海国立公園の特別地域の区域を変更する件（同一一）　八
○瀬戸内海国立公園の海域公園地区を指定する件（同一二）
○天竜奥三河国定公園の公園計画を変更する件（同一三）　九
○自然公園法第二十二条第三項第二号の規定に基づき、環境大臣が指定する区域及びその区域ごとに指定する動植物を定める件の一部を改正する件（同一四）
○特定廃棄物の埋立処分の場所に係る外周仕切設備の要件（同一五）
○特定廃棄物の埋立処分を終了する場合の措置（同一六）

〔国会事項〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
労　働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　一〇
公　聴　会
電気供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（経済産業省）　一一
〔資　料〕
閣議決定等事項　一二
〔公　告〕
諸　事　項　一三
官庁
財団、金融商品取引業者営業保証金取戻し関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他　三〇

告　示

○法務省告示第八十八号

神奈川県相模原市緑区役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十五年三月二十八日までに、同区長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、緑区役所又は横浜地方法務局相模原支局に照会すること。

平成二十五年二月二十八日

法務大臣　谷垣　禎一

○法務省告示第八十九号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、平成二十五年三月一日から効力を生ずる。

平成二十五年二月二十八日

法務大臣　谷垣　禎一

東京法務局所属　吉田　統宏
福岡法務局所属　山下　司
福岡法務局所属　大久保信英
青森地方法務局所属　本多裕一郎

○法務省告示第九十号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十五年二月二十八日

法務大臣　谷垣　禎一

住所　埼玉県川口市仲町16番22―305号
王磊　昭和56年8月8日生

住所　埼玉県川口市芝塚原1丁目12番22号
斉宇　昭和57年6月29日生